

機 器 仕 様 書

本仕様書は、A1サイズ対応インクジェットプリンターの賃貸借契約に関する仕様について定めるものである。

(調達機器及び台数)

- 1 リース機器の概要は以下のとおりである。
 - (1) A1サイズ対応インクジェットプリンター 5台
 - (2) 同プリンター専用スタンド(印刷用紙受け) 5台
- ※プリンター導入時には、初期消耗品を標準装備とすること。

調 達 先 名 称	所 在 地	調 達 数 量
京都府農林水産部農村振興課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁2号館4階(エレベーター有)	1式
京都府山城広域振興局 農林商工部地域づくり振興課	宇治市宇治若森7-6 山城広域振興局2階(エレベーター有)	1式
京都府南丹広域振興局 農林商工部地域づくり振興課	亀岡市荒塚町1-4-1 南丹広域振興局2階(エレベーター無)	1式
京都府中丹広域振興局 農林商工部地域づくり振興課	舞鶴市字浜2020 中丹広域振興局2階(エレベーター有)	1式
京都府丹後広域振興局 農林商工部地域づくり振興課	京丹後市峰山町丹波855 丹後広域振興局2階(エレベーター無)	1式

(契約形態)

- 2 リース契約(リース期間:令和8年4月1日~令和13年3月31日)
支払については、年度毎の支払いとする。

(調達機器仕様)

- 3 調達する機器の仕様は以下のとおりである。
 - (1) A1サイズ対応インクジェットプリンター
 - (ア) 最高解像度
最高2400×1200dpi以上
 - (イ) インク
4色以上とする
 - (ウ) メモリ容量
256MB以上
 - (エ) 給紙方法
手差し、ロール紙対応
 - (オ) 使用可能用紙サイズ
ロール紙:幅203.2mm(8インチ)~609.6mm(24インチ)
 - (カ) インターフェース
 - ・ネットワークインターフェース(10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T)
 - ・USB2.0High-Speed以上
 - (キ) 対応OS及びソフト
 - ・Windows11
 - ・V-nas(CADソフト)で作成した図面を印刷できること。
 - ・付属のドライバーで色指定やペン幅を変更でき、図面のオフセットの指定ができること。
 - ・点線、破線、一点/二点鎖線のピッチ等が変更可能なこと。

(ク) 環境対応

グリーン購入法の特典調達商品であること。

(ケ) 機器寸法 幅130cm×奥行90cm 以内

(2) プリンター専用スタンド（印刷用紙受け）

- ・プリンター本体（プリンター底）を設置面から30cm以上離すことができること。
- ・バスケット等で印刷用紙を受けられることができること。

(物件の保障)

- 4 受注者は契約期間中にしょうじたプリンタ等の故障・破損について、発注者側の過失、又は故意により発生したものを除いて、その修理、又は代替機への取り換えを行うものとし、必要に応じて動産総合保険に加入することとする。

(ヘルプデスク及び修理)

- 5 ヘルプデスクを設置して、無償でリース期間内の部品交換、修理（消耗品を除く）を実施すること。障害対応にあつては、設置場所からの連絡から、おそくとも翌日までに到着し、作業を開始すること。その際の出張費用は受注者の負担とする。

また、修理等に必要な部分については、速やかな対応ができるよう供給ルート等確保しておくこと。

なお、ヘルプデスクに関しては、月曜日から金曜日の8時半～17時15分とし、連絡先、担当者について報告すること。

(機器の設置・撤去)

- 6 プリンター等の機器の設置は、「1 調達機器及び台数」に記載ある所在地とし、設置・撤去にあつては、搬入先の関係機関と調整すること。

なお、設置においては、京都府導入のCADシステムが印刷できるように初期設定を行うこととする。関係機関の職員が使用する端末へのドライバの導入は、府職員が行うこととするが、その手順書については受注者にて作成すること。

また、設置・撤去に係る費用については、受注者の負担とし、設置・撤去に関しては、以下のとおりとする。

○設置：設置場所までの運搬、搬入、設置、初期設定、動作確認を含む

○撤去：設置場所からの運搬、搬出を含む

(守秘義務)

- 7 受注者は、何人に対しても、業務上知り得た内容の一切を漏らしてはならない。

(その他)

- 8 天変等、発注者および受注者の双方の責に帰することができない原因により生じた損害、および発注者に起因することによって生じた損傷の修理（ただし、プログラムアップデート、OS対応機器、ソフトの追加による場合は除く）については、発注者と協議のうえ、機器交換、修理等実施した場合には、別途請求できるものとする。